

只見線応援マスコットキャラクター「キハちゃん」使用規程

（趣旨）

第1条 この規程は、只見線活性化対策協議会（以下「協議会」という。）が定めた只見線応援マスコットキャラクター「キハちゃん」のデザイン及び名称（以下「デザイン等」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（使用承認申請）

第2条 デザイン等を使用する者は、あらかじめ「キハちゃん」デザイン等使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、只見線活性化対策協議会長（以下「会長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、事前に協議をしている場合を除く。

- （1） 協議会を構成する地方公共団体が使用するとき。
- （2） 協議会を構成する地方公共団体内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に掲げる学校が教育の目的で使用する時。
- （3） 報道機関が報道の目的で使用する時。
- （4） その他会長が適当と認める時。

（使用承認）

第3条 会長は、前条の規定により使用の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、デザイン等の使用を承認するものとする。

- （1） 協議会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- （2） デザイン等を正しい使用方法に従って使用しないとき。
- （3） 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- （4） 商品等を製造、販売する目的に使用する時。
- （5） 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- （6） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する時。
- （7） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法

律第77号)に規定する暴力団員が使用するとき。

(8) その他、会長が不適当と認めたとき。

2 前項の規定による承認、不承認は、「キハちゃん」デザイン等使用承認書(様式第2号)、「キハちゃん」デザイン等使用不承認書(様式第3号)をもって行うものとする。

(使用料)

第4条 使用承認を受けた者に対するデザイン等の使用料は無料とする。

(使用の際の遵守事項)

第5条 デザイン等を使用するにあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された内容により使用すること。

(2) 定められた色、形式等を正しく使用すること。

(3) 原則として、デザイン等を用いた物品等には、只見線活性化対策協議会只見線応援キャラクター「キハちゃん」と明示すること。

(4) デザイン等の使用に際し、その表情、様態等の一部であっても、これを変える場合は全て事前に会長の了解を得ること。

(権利設定の禁止)

第6条 デザイン等を使用する者は、商標法(昭和34年法律第127号)による商標登録、意匠法(昭和34年法律125号)による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録してはならない。

(権利義務の譲渡等)

第7条 デザイン等の使用承認を受けた者は、この承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(承認の取消し)

第8条 会長は、デザイン等の使用がこの規程及び承認された内容に違反していると認められるときは、その使用承認を取り消すことができる。

(損失補償等の責任)

第9条 協議会は、デザイン等の使用に係る損失補償等の一切の責任を負わない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、デザイン等の使用取扱いについて必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年3月9日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

「キハちゃん」デザイン等使用承認申請書

平成 年 月 日

只見線活性化対策協議会長 様

申請者 所在地

名称

代表者の氏名

印

只見線応援マスコットキャラクター「キハちゃん」のデザイン等を使用
したいので、下記のとおり申請します。

記

1. 使用対象物等

2. 使用目的及び使用方法

3. 使用期間

平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

4. 連絡先（担当者名、電話番号）

5. 添付資料等

様式第2号（第3条関係）

「キハちゃん」デザイン等使用承認書

平成 年 月 日

様

只見線活性化対策協議会長

平成 年 月 日付で申請のありました「キハちゃん」のデザイン等の使用については、下記のとおり承認します。

記

1. 承認内容

- （1）「キハちゃん」デザイン等使用承認申請書の申請内容のとおり使用すること。
- （2）只見線応援マスコットキャラクター「キハちゃん」使用規程を遵守すること。

2. 承認番号

只見線協承認第 号

様式第3号（第3条関係）

「キハちゃん」デザイン等使用不承認書

平成 年 月 日

様

只見線活性化対策協議会長

平成 年 月 日付で申請のありました「キハちゃん」のデザイン等の使用については、下記の理由により不承認とします。

記

1. 不承認理由